(2)　基地局対向器に係るもの　（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

［ア・イ　略］

ウ　送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

［表略］

2　陸上移動中継局の送信装置

(1)　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの　（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

［ア　略］

イ　送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

［表略］

(2)　基地局と通信を行うもの　（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

［ア・イ　略］

ウ　送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

［表略］

二　隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1　陸上移動局の送信装置

(1)　陸上移動局対向器に係るもの

［ア　略］

(2)　［同上］

［ア・イ　同上］

ウ　送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

［表同上］

2

(1)　［同上］

［同上］

［表同上］

(2)

［ア　同上］

イ　送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

［表同上］

(2)　［同上］

［ア・イ　同上］

ウ　送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

［表同上］

二　［同上］

1　［同上］

(1)　［同上］

［ア　同上］